

国立大学法人京都大学会計実施規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>本文 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>様式 1</p> <p>様式 2</p> <p>様式 3</p> <p>様式 4</p> <p>様式 5 - 1</p> <p>様式 5 - 2</p> <p>様式 5 - 3</p> <p>様式 5 - 4</p> <p>様式 5 - 5</p> <p>様式 5 - 6</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>	<p>附 則</p> <p>この規則は、平成19年3月29日から施行する。</p> <p>様式 1</p> <p>様式 2</p> <p>様式 3</p> <p>様式 4</p> <p>様式 5 - 1</p> <p>様式 5 - 2</p> <p>様式 5 - 3</p> <p>様式 5 - 4</p> <p>様式 5 - 5</p> <p>様式 5 - 6</p> <p>様式 5 - 7 (別 添)</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>

領収証書番号

部 局 名

寄附金領収証書

(寄附者)

様

寄附金額

上記のとおり寄附金を領収いたしました。

平成 年 月 日

京都市左京区吉田本町36番地1

国立大学法人京都大学

印

印紙税法
第5条により
非課税

上記の金額は、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金(昭和40年4月30日大蔵省告示第154号)に該当するものです。

- (注) 1. この寄附金は、所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金又は法人税法上の全額損金算入を認められる指定寄附金として財務大臣から指定されています。
2. 上記の措置を受けるために、確定申告に際して、この領収証書が必要となりますので、相当期間大切に保管してください。